



29消安第4974号
平成29年12月25日

東北農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

農薬の使用方法における「無人航空機」の取扱いについて

近年、農薬散布の省力化、効率化を図るため、無人航空機の活用など、新たな散布技術の開発が進んでいる。こうした技術の進展に対応して、「農薬の登録申請において提出が必要な試験成績について（「無人ヘリコプターによる散布」関係）」（平成27年11月27日付け27消安第4481号消費・安全局農産安全管理課長通知）において、使用方法を「散布」としている登録農薬について、濃度等を変えずにその使用方法に「無人ヘリコプターによる散布」を追加する場合には、新たな試験成績の提出を要しないことを明確化したところである。

今般、農薬の使用方法の記載についても検討し、使用方法を「散布」としている場合には、人力散布機や動力散布機などに加え、無人航空機（無人ヘリコプター又はマルチローター、ドローン等と呼ばれる回転翼機をいう。以下同じ。）についても利用できることとし、下記のとおり農薬登録（農薬ラベル）における使用方法の範囲を明確にしたので、御了知の上、貴管下県に周知願いたい。

ただし、防除する対象病虫害及び雑草、対象作物等によって、適切な散布機器や散布技術は異なることから、防除の特徴を踏まえて、防除対象に応じた散布機器等を選択するよう、併せて指導願いたい。

なお、本通知の発出に伴い、「農薬の登録申請において提出が必要な試験成績について（「無人ヘリコプターによる散布」関係）」（平成27年11月27日付け27消安第4481号消費・安全局農産安全管理課長通知）は廃止することとする。

記

使用方法に関する表示	意 味
散布 ¹⁾	防除対象に応じて、適切な散布機器（人力散布機、可搬式動力散布機、走行式動力散布機、無人航空機等）を選択して散布すること
無人ヘリコプターによる散布	無人航空機によって散布すること
空中散布	有人ヘリコプターによって広域に散布すること

1) 単に「散布」と記載されているものを指し、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」、「湛水散布」等は含まない。



表 1. これまでの使用方法と防除機器の組み合わせ

使用方法に関する表示	人力散布機、 動噴、SS	無人航空機 (無人ヘリコプター、 マルチローター)	航空機 (有人)
散布	○	×	×
無人ヘリコプターによる散布 (無人航空機による散布)	×	○	×
空中散布	×	×	○

表 2. これからの使用方法と防除機器の組み合わせ

使用方法に関する表示	人力散布機、 動噴、SS	無人航空機 (無人ヘリコプター、 マルチローター)	航空機 (有人)
散布	○	○	—
無人ヘリコプターによる散布 (無人航空機による散布)	×	○	×
空中散布	×	×	○

【想定問】

問：〇〇散布（雑草茎葉散布、全面土壌散布、湛水散布等）については、無人航空機で撒くことができないのか。

答：使用方法が「散布」の場合について示したもので、「〇〇散布」ではありません。当然ながら、その希釈倍数や使用量はもちろんのこと、注意事項についても遵守した上で使用して下さい。

問：「無人ヘリコプターによる散布」で、無人航空機によって散布することを指すとのことだが、記載と内容が合っていない。

答：今後、「無人ヘリコプターによる散布」は、随時「無人航空機による散布」に変更になります。